

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

令和 7年 8月 1日現在

1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

氏名

連絡先 078-681-1515

(午前9時00分～午後6時00分)

2 事業所の概要

地域包括支援センター名	キャナルタウンあんしんすこやかセンター
所在地	神戸市兵庫区駅南通5丁目1番2
連絡先	TEL 078-681-1515 FAX 078-681-6780
緊急時の連絡先	TEL 078-681-1515
管理者連絡先 管理者 金本 昌朗	TEL 078-681-1515 FAX 078-681-6780
営業日	月曜日～金曜日（土・祝日・年末年始は職員交代で受付）
休業日	日曜日・1月1日
営業時間	午前9時00分～午後6時00分まで
サービス提供実施地域	兵庫区 芦原通、磯之町、入江通、駅南通、小河通、鍛冶屋町、北逆瀬川町、切戸町、御所通、七宮町、島上町、神明町、須佐野通、築地町、出在家町、中之島、西出町1丁目・2丁目（阪神高速以東）、西仲町、西宮内町、浜崎通、東出町、東柳原町、船大工町、本町、松原通、南逆瀬川町、南仲町、明和通、和田山通

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 フジの会
所在地	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1
連絡先（代表）	TEL 075-643-3003 FAX 075-644-2408
法人種別	社会福祉法人
代表者	砂川 靖子
法人の行う他の業務	地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、居宅介護支援事業所、グループホーム、ケアハウス、その他

4 当事業所の従業員

職 種	人 員 数
保健師または看護師	1 人
主任介護支援専門員	1 人
社会福祉士	1 人
地域支え合い推進員	1 人
その他	3 人

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	社会福祉法人フジの会が運営する、キャナルタウンあんしんすこやかセンター（以下、「事業者」といいます）は、高齢者（以下、「利用者」といいます）が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、利用者ができることは可能な限り利用者自身が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目的とする。
運営方針	① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的且つ効率的に提供されるように配慮する。 ③ 介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される。介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 ④ 事業の運営にあたっては、市区町村、他の地域包括支援センター、介護予防サービス事業者、介護保険施設、その他住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努める。

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、

(受託居宅介護支援事業者)が行います。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条)	1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。	○
介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)	介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。	○
サービス実施状況の把握・介護予防サービス・支援計画等の評価(契約書本文第4条)	1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行います。	○
給付管理 (契約書本文第4条)	介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明 (契約書本文第4条)	介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。	○

医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第4～5条・別紙)	介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第4条・別紙)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。	—
介護予防サービス・支援計画の変更 (契約書本文第5条)	利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。	○
要支援認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)	1 利用者の意思を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。 2 利用者の要支援認定有効期間満了の30日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。	○
サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第7条)	1 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。（但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。） 2 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
担当職員（神戸市介護予防支援業務従事者）の変更	担当職員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。	○
利用者の状況の把握	担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。	○

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。（サービス提供証明書を住民票に基づく区役所の窓口に出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

※なお、介護保険法では3年ごとに制度を見直すことが定められております。今後、下記の金額が変更となる可能性があります。契約者にとって不利益のない場合の通知は行わないこととします。

介護予防支援費	4, 7 9 1 円（1ヶ月）
介護予防ケアマネジメント費（従来型）	4, 7 9 1 円（1ヶ月）
介護予防ケアマネジメント費（簡易型）	3, 8 2 6 円（1ヶ月）
介護予防ケアマネジメント費（セルフ型）	2, 3 9 5 円（1ヶ月）
初回加算 ※	3, 2 5 2 円（1ヶ月）
委託連携加算 ※	3, 2 5 2 円（1ヶ月）

※ 初回加算

新規及び過去2ヶ月以上介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます。

※ 委託連携加算

利用者1人につき指定介護予防支援（第1号介護予防支援を含む。）を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り加算されます。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	当センターの指定口座に振り込んでください。
本契約の解約料	無 料	解約料は発生しません。	
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金(1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	使用時に直接支払です。

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約をお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

10 ハラスメントの禁止

利用者及び家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなします。

① パワーハラスメント

イ) 身体的暴力（叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）

ロ) 精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為）

② セクシュアルハラスメント（職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

③ カスタマーハラスメント（長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭保証の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為）

④ その他のあらゆるハラスメント行為

（２）職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消させていただくことがあります。

11 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくことになります。

12 金銭管理について

利用者の金銭・財産について、事業者が管理等を行うことはありません。ただし、以下に記載する緊急を要する場合は除きます。

※緊急を要する場合とは

利用者が何らかの理由で自力・他力で買い物等日常生活を送ることができず、支援を行わなければ生命に危険を及ぼすことが明白な場合。

1 3 サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

① 発見者は速やかに主治医・家族へ連絡する。場合によっては救急要請を行う。
② 応援が必要な場合は、事業所へ連絡する。
③ 発見者は適切な処置を行うとともに状況把握を行う。

(2) 市町村、家族等への連絡方法

電話連絡等

(3) 事業者の再発防止策等

① 事故報告書、ケース記録等を作成する。
② 対策会議等を開き、原因の究明及び今後の対応を検討する。

1 4 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する窓口担当者を選定しています。

窓口担当者	金本 昌朗
-------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する義務があります。

1 5 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名 全国社会福祉協議会

○保険の内容 しせつの損害補償

○賠償できる事項 対人・対物賠償、対人見舞い費用

1 6 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい

○ 事業者の苦情相談窓口 キャナルタウンあんしんすこやかセンター

窓口担当者：金本昌朗	連絡先 078-681-1515 FAX 078-681-6780 (受付時間 9時00分～18時00分) 緊急連絡先 078-681-1515
------------	---

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間(平日) 8時45分～17時15分
(介護事業者との契約トラブルについて) 神戸市生活情報センター	連絡先 078-371-1221 受付時間(平日) 8時45分～17時30分

17 実習受け入れについて

当事業所では、福祉・医療の各種養成校の依頼により、現場実習の受け入れを行っております。実習生が期間中に訪問・来所・その他の方法で相談援助等の場に同席させていただくことがあります。なお、実習生も当事業所と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

18 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明 付属別紙のとおり

19 委託先の指定居宅介護支援事業者

事業所名	
担当介護支援専門員	
所在地	
連絡先	TEL
	FAX
緊急時の連絡先	TEL
管理者	
営業日	
営業時間	
サービス提供実施地域	

事情により他の事業者へ委託を変更する場合があります。委託を変更する場合でも本契約は有効であり、継続されます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター 所在地 神戸市兵庫区駅南通5丁目1番2

名 称 キャナルタウンあんしんすこやかセンター

説明者 事業所 キャンパルトウンあんしんすこやかセンター

氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(付属別紙)

要介護・要支援認定前に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護・要支援認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス・支援計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護サービスについて

- ・利用者が要介護・要支援認定までに、介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から1ヶ月日以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス・支援計画については、要介護・要支援認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・要支援度が認定されれば、利用者に対してこの契約は、要支援認定の有効期間が満了する日まで継続されます。このとき、利用者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

- ・要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合には、契約締結日以降の介護予防支援費の利用料をいただきます。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。

4 注意事項

要介護・要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護・要支援認定前に提供された介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。
- (2) 要介護・要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。